

原子力発第13091号  
平成25年 6月21日

愛媛県知事  
中村時広殿

四国電力株式会社  
取締役社長 千葉 昭

### 保安規程の変更に関する事前連絡について

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は、弊社事業につきまして格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、題記につきまして、下記のとおり安全協定第10条第1項の規定に基づく事前連絡を致します。

敬 具

### 記

#### 1. 変更の概要

伊方発電所第1号機 保全計画(第28保全サイクル)、伊方発電所第2号機 保全計画(第23保全サイクル) および伊方発電所第3号機 保全計画(第13保全サイクル) について、空冷式非常用発電装置の設置に伴う変更等を実施する。

#### 2. 施行期日

平成25年 6月24日

以 上

## 伊方発電所 第1号機, 第2号機及び第3号機 保全計画 変更概要一覧表

改定前後表における変更内容の説明を以下のとおり整理した。

## 1. 伊方発電所 第1号機 保全計画 (第28保全サイクル)

## (1) 記載の適正化

番号	改定前後表に記載する変更理由	変更理由の概要	保全計画該当箇所
1	記載の適正化 (工事計画届出に伴う記載の追加)	伊方発電所における電源対策として, 非常用交流電源の多重性と多様性強化の観点から, 全交流動力電源喪失等の重大事故時においても, 必要な機器等に電力を安定的に供給することができるよう空冷式非常用発電装置を設置することを「補修, 取替え及び改造計画」に追加した。	本文 p5 参考資料-2 p参考2-5

## (2) 表記上の修正

番号	改定前後表に記載する変更理由	変更理由の概要	保全計画該当箇所
1	表記上の修正 (記載の追加に伴うページ構成の変更)	「補修, 取替え及び改造計画」の記載の追加に伴い, ページ構成を変更した。	本文 p5, 6

## 2. 伊方発電所 第2号機 保全計画 (第23保全サイクル)

## (1) 記載の適正化

番号	改定前後表に記載する変更理由	変更理由の概要	保全計画該当箇所
1	記載の適正化 (工事計画届出に伴う記載の追加)	伊方発電所における電源対策として, 非常用交流電源の多重性と多様性強化の観点から, 全交流動力電源喪失等の重大事故時においても, 必要な機器等に電力を安定的に供給することができるよう空冷式非常用発電装置を設置することを「補修, 取替え及び改造計画」に追加した。	本文 p5 参考資料-2 p参考2-4

## (2) 表記上の修正

番号	改定前後表に記載する変更理由	変更理由の概要	保全計画該当箇所
1	表記上の修正 (記載の追加に伴うページ構成の変更)	「補修, 取替え及び改造計画」の記載の追加に伴い, ページ構成を変更した。	本文 p5, 6

3. 伊方発電所 第3号機 保全計画（第13保全サイクル）

(1) 記載の適正化

番号	改定前後表に記載する変更理由	変更理由の概要	保全計画該当箇所
1	記載の適正化 (工事計画届出に伴う記載の追加)	伊方発電所における電源対策として,非常用交流電源の多重性と多様性強化の観点から,全交流動力電源喪失等の重大事故時においても,必要な機器等に電力を安定的に供給することができるよう空冷式非常用発電装置を設置することを「補修,取替え及び改造計画」に追加した。	本文 p5 参考資料 目次 参考資料-2 p参考2-1,2-2
2	記載の適正化 (保守管理体制変更に伴う記載の修正) (定検期間の変更による修正)	参考資料-2「補修,取替え及び改造計画(概要図)」の追加に伴い,「保全に関する実施体制」を参考資料-3に変更することに合わせて,保守管理体制を「グループ制」から「部課制」に修正した。 また,再稼動時期が未定であることから,第13保全サイクルの定検期間及び計画人日も合わせて修正した。	参考資料-3 p参考3-2~3-3

(2) 表記上の修正

番号	改定前後表に記載する変更理由	変更理由の概要	保全計画該当箇所
1	表記上の修正 (補修,取替え及び改造計画追加に伴う参考資料番号の変更)等	参考資料-2「補修,取替え及び改造計画(概要図)」の追加に伴い,「保全に関する実施体制」の参考資料番号及びページ番号を変更した。	参考資料 目次 参考資料-3 p参考3-1~3-3

以上

保安規程 [電気事業用電気工作物 (原子力発電工作物)] 改定前後表

改定前	改定後	備考
<p data-bbox="427 569 1032 632">保 安 規 程</p> <p data-bbox="299 726 1145 789">〔電気事業用電気工作物 (原子力発電工作物)〕</p> <p data-bbox="516 1507 943 1541">平成25年3月26日実施</p> <p data-bbox="501 1656 988 1711">四国電力株式会社</p>	<p data-bbox="1635 569 2240 632">保 安 規 程</p> <p data-bbox="1507 726 2353 789">〔電気事業用電気工作物 (原子力発電工作物)〕</p> <p data-bbox="1724 1507 2151 1541">平成25年6月24日実施</p> <p data-bbox="1709 1656 2196 1711">四国電力株式会社</p>	<p data-bbox="2659 222 2742 256">備考</p> <p data-bbox="2549 1514 2683 1539">日付の変更</p>

保安規程 [電気事業用電気工作物 (原子力発電工作物)] 改定前後表

改定前	改定後	備考
<p data-bbox="480 751 979 987">伊方発電所 第1号機 保全計画 (第28保全サイクル)</p>	<p data-bbox="1691 751 2190 987">伊方発電所 第1号機 保全計画 (第28保全サイクル)</p>	<p data-bbox="2546 886 2659 919">変更なし</p>

保安規程〔電気事業用電気工作物（原子力発電工作物）〕改定前後表

改定前	改定後	備考
<p>3. 補修, 取替及び改造計画</p> <p>(1) 蒸気発生器保管庫の共用化及び容量変更工事 (平成 23 年 2 月 10 日付 原子力発第 10242 号にて工事計画届出済み)</p> <p>○工事概要 伊方発電所第 3 号機原子炉容器上部ふた取替工事に伴い, 取外した原子炉容器上部ふた等を, 既設の蒸気発生器保管庫 (1 号機及び 2 号機共用) に追加保管するため, 蒸気発生器保管庫を 1 号機, 2 号機及び 3 号機の共用設備とするとともに, 同保管庫の容量を変更する。</p> <p>○予定時期 第 28 保全サイクル期間中</p> <p>(2) 耐震性向上工事</p> <p>○工事概要 原子炉補機冷却水設備配管等の耐震性を向上させるため, 支持構造物補強工事を実施する。</p> <p>○予定時期 第 28 回定期検査期間中 (原子炉停止中)</p> <p>(3) 湿分分離加熱器取替工事</p> <p>○工事概要 伊方 1・2 号機の湿分分離加熱器については, 平成 17 年度に取替えを行った (1 号機第 23 回定検, 2 号機第 18 回定検) が, 平成 18 年度から 20 年度にかけて, 内部品の溶接部等の割れの不具合が 4 件 (1 号機: 3 件, 2 号機: 1 件) 発生した。 不具合に対する対策は都度実施してきたが, 長期的な健全性に万全を期すため, 全台 (4 台) 取替える。</p> <p>○予定時期 第 28 回定期検査期間中 (原子炉停止中)</p> <p>4. 特別な保全計画 第 28 回定期検査において, 1 年以上プラントの運転を停止するにあたり, 以下のとおり特別な保全計画を策定した。</p> <p>(1) 特別な保全計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラント停止中の系統・機器については, 通常の停止状態又は待機状態で保管対策を行い, 必要に応じてパラメータ監視, 巡視等を行う。主要設備の保管対策を添付資料-3 に示す。</li> <li>・点検計画を考慮の上, 保管状態, 停止期間に応じた追加保全の検討を行い, 必要な追加保全を実施する。</li> <li>・保管状態, 停止期間に応じた再起動による追加的な健全性確認の検討を行い, 必要な健全性確認を実施する。</li> </ul> <p>(2) 特別な保全計画に係る実施体制 特別な保全計画に係る実施体制は, 通常の保全と同様「6. 保全に関する実施体制」による。</p> <p>(3) 特別な保全計画の結果の記録管理 特別な保全計画の結果及び結果の確認・評価を記録し, 当該記録の保存期間は, 原子炉施設を解体又は廃棄した後 5 年が経過するまでの期間とする。</p> <p style="text-align: center;">5</p>	<p>3. 補修, 取替及び改造計画</p> <p>(1) 蒸気発生器保管庫の共用化及び容量変更工事 (平成 23 年 2 月 10 日付 原子力発第 10242 号にて工事計画届出済み)</p> <p>○工事概要 伊方発電所第 3 号機原子炉容器上部ふた取替工事に伴い, 取外した原子炉容器上部ふた等を, 既設の蒸気発生器保管庫 (1 号機及び 2 号機共用) に追加保管するため, 蒸気発生器保管庫を 1 号機, 2 号機及び 3 号機の共用設備とするとともに, 同保管庫の容量を変更する。</p> <p>○予定時期 第 28 保全サイクル期間中</p> <p>(2) 耐震性向上工事</p> <p>○工事概要 原子炉補機冷却水設備配管等の耐震性を向上させるため, 支持構造物補強工事を実施する。</p> <p>○予定時期 第 28 回定期検査期間中 (原子炉停止中)</p> <p>(3) 湿分分離加熱器取替工事</p> <p>○工事概要 伊方 1・2 号機の湿分分離加熱器については, 平成 17 年度に取替えを行った (1 号機第 23 回定検, 2 号機第 18 回定検) が, 平成 18 年度から 20 年度にかけて, 内部品の溶接部等の割れの不具合が 4 件 (1 号機: 3 件, 2 号機: 1 件) 発生した。 不具合に対する対策は都度実施してきたが, 長期的な健全性に万全を期すため, 全台 (4 台) 取替える。</p> <p>○予定時期 第 28 回定期検査期間中 (原子炉停止中)</p> <p>(4) 空冷式非常用発電装置設置工事 (平成 25 年 5 月 24 日付 原子力発第 13080 号にて工事計画届出済み)</p> <p>○工事概要 伊方発電所における電源対策として, 非常用交流電源の多重性と多様性強化の観点から, 全交流動力電源喪失等の重大事故時においても, 必要な機器等に電力を安定的に供給することができるよう空冷式非常用発電装置を設置する。</p> <p>○予定時期 第 28 回定期検査期間中 (原子炉停止中)</p> <p>4. 特別な保全計画 第 28 回定期検査において, 1 年以上プラントの運転を停止するにあたり, 以下のとおり特別な保全計画を策定した。</p> <p>(1) 特別な保全計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラント停止中の系統・機器については, 通常の停止状態又は待機状態で保管対策を行い, 必要に応じてパラメータ監視, 巡視等を行う。主要設備の保管対策を添付資料-3 に示す。</li> <li>・点検計画を考慮の上, 保管状態, 停止期間に応じた追加保全の検討を行い, 必要な追加保全を実施する。</li> <li>・保管状態, 停止期間に応じた再起動による追加的な健全性確認の検討を行い, 必要な健全性確認を実施する。</li> </ul> <p style="text-align: center;">5</p>	<p>①記載の適正化 (工事計画届出に伴う記載の追加)</p> <p>②表記上の修正 (記載の追加に伴うページ構成の変更)</p>

保安規程〔電気事業用電気工作物（原子力発電工作物）〕改定前後表

改定前	改定後	備考
<p>5. 定期検査時の安全管理 定期検査停止時における、保安規定の運転上の制限を遵守するための計画は、添付資料－4のとおり。</p> <p>6. 保全に関する実施体制 第28保全サイクルにおける保全については、第3条（コンプライアンスの体制）、第5条（保安組織）、第4条（基本的職務）に基づく事業者管理体制により実施する。 また、第28保全サイクルの保全の実施にあたり、協力事業者に役務を調達する場合には、当該点検及び工事に関する作業経験等の技術的要件（力量）も考慮のうえ、第22条（外部からの物品又は役務の調達及び管理）に基づき調達要求事項等を定める「原子力部設計／調達管理標準」及び「伊方発電所調達管理内規」の規定に従い調達する。 なお、第28保全サイクルにおいて、協力事業者から役務を調達する予定の主要な工事等を以下に示す。 （調達予定の主要な工事等） ・原子炉設備定期点検工事 ・タービン発電機定期点検工事 ・計装設備定期点検工事 ・耐震性向上工事 ・湿分分離加熱器取替工事</p> <p style="text-align: center;">6</p>	<p style="border: 1px solid red; padding: 5px;">な健全性確認を実施する。</p> <p>（2）特別な保全計画に係る実施体制 特別な保全計画に係る実施体制は、通常の保全と同様「6. 保全に関する実施体制」による。</p> <p>（3）特別な保全計画の結果の記録管理 特別な保全計画の結果及び結果の確認・評価を記録し、当該記録の保存期間は、原子炉施設を解体又は廃棄した後5年が経過するまでの期間とする。</p> <p>5. 定期検査時の安全管理 定期検査停止時における、保安規定の運転上の制限を遵守するための計画は、添付資料－4のとおり。</p> <p>6. 保全に関する実施体制 第28保全サイクルにおける保全については、第3条（コンプライアンスの体制）、第5条（保安組織）、第4条（基本的職務）に基づく事業者管理体制により実施する。 また、第28保全サイクルの保全の実施にあたり、協力事業者に役務を調達する場合には、当該点検及び工事に関する作業経験等の技術的要件（力量）も考慮のうえ、第22条（外部からの物品又は役務の調達及び管理）に基づき調達要求事項等を定める「原子力部設計／調達管理標準」及び「伊方発電所調達管理内規」の規定に従い調達する。 なお、第28保全サイクルにおいて、協力事業者から役務を調達する予定の主要な工事等を以下に示す。 （調達予定の主要な工事等） ・原子炉設備定期点検工事 ・タービン発電機定期点検工事 ・計装設備定期点検工事 ・耐震性向上工事 ・湿分分離加熱器取替工事</p> <p style="text-align: center;">6</p>	<p>表記上の修正 （記載の追加に伴うページ構成の変更）</p>





保安規程 [電気事業用電気工作物 (原子力発電工作物)] 改定前後表

改定前	改定後	備考
<p data-bbox="480 751 979 987">伊方発電所 第2号機 保全計画 (第23保全サイクル)</p>	<p data-bbox="1691 751 2190 987">伊方発電所 第2号機 保全計画 (第23保全サイクル)</p>	<p data-bbox="2546 886 2659 919">変更なし</p>

保安規程〔電気事業用電気工作物（原子力発電工作物）〕改定前後表

改定前	改定後	備考
<p>3. 補修, 取替え及び改造計画</p> <p>(1) 使用済燃料ピット冷却器 2 B 取替工事 (平成 23 年 11 月 21 日付 原子力発第 11251 号にて工事計画届出済み)</p> <p>○工事概要 伊方発電所第 2 号機は, 取替燃料としてウラン 235 濃縮度を 4.80wt%とする燃料集合体最高燃焼度 55,000MWd/t 二酸化ウラン燃料に加えて, ウラン 235 濃縮度を 4.10wt%とする燃料集合体最高燃焼度 55,000MWd/t 二酸化ウラン燃料も使用することとしており, これに伴い使用済燃料ピットにおける熱負荷が増加する。 また, 発電施設の稼働率向上の観点から定期検査期間の短縮を図り, 原子炉を停止してから使用済燃料ピットへの使用済燃料の取り出し完了までの期間を短縮した場合, 使用済燃料ピットにおける熱負荷が増加する。 これらの熱負荷の増加に対して, 使用済燃料ピットの冷却能力に余裕を確保するため, 使用済燃料ピット冷却器 2 基のうち, 使用済燃料ピット冷却器 2 B を冷却能力が高いプレート式の冷却器に取替える。 また, 使用済燃料ピット冷却器 2 A については, 工事計画書記載値である容量(設計熱交換量)を変更する。 なお, 使用済燃料ピット冷却器 2 A の変更は, 容量(設計熱交換量)を変更するものであり, 設備は既設の使用済燃料ピット冷却器 2 A の構造を変更することなく継続使用するものであるため, 現地工事を伴わない。</p> <p>○予定時期 第 2 3 保全サイクル期間中</p> <p>(2) 耐震性向上工事</p> <p>○工事概要 主給水設備等の耐震性を向上させるため, これらの支持構造物補強工事を実施する。</p> <p>○予定時期 第 2 3 回定期検査期間中 (原子炉停止中)</p> <hr/> <p>4. 特別な保全計画</p> <p>第 2 3 回定期検査において, 1 年以上プラントの運転を停止するにあたり, 以下のとおり特別な保全計画を策定した。</p> <p>(1) 特別な保全計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラント停止中の系統・機器については, 通常の停止状態又は待機状態で保管対策を行い, 必要に応じてパラメータ監視, 巡視等を行う。主要設備の保管対策を添付資料-3 に示す。</li> <li>・点検計画を考慮の上, 保管状態, 停止期間に応じた追加保全の検討を行い, 必要な追加保全を実施する。</li> <li>・保管状態, 停止期間に応じた再起動による追加的な健全性確認の検討を行い, 必要な健全性確認を実施する。</li> </ul> <p>(2) 特別な保全計画に係る実施体制 特別な保全計画に係る実施体制は, 通常の保全と同様「6. 保全に関する実施体制」による。</p> <p>(3) 特別な保全計画の結果の記録管理 特別な保全計画の結果及び結果の確認・評価を記録し, 当該記録の保存期間は, 原子炉施設を解体又は廃棄した後 5 年が経過するまでの期間とする。</p> <p style="text-align: center;">5</p>	<p>3. 補修, 取替え及び改造計画</p> <p>(1) 使用済燃料ピット冷却器 2 B 取替工事 (平成 23 年 11 月 21 日付 原子力発第 11251 号にて工事計画届出済み)</p> <p>○工事概要 伊方発電所第 2 号機は, 取替燃料としてウラン 235 濃縮度を 4.80wt%とする燃料集合体最高燃焼度 55,000MWd/t 二酸化ウラン燃料に加えて, ウラン 235 濃縮度を 4.10wt%とする燃料集合体最高燃焼度 55,000MWd/t 二酸化ウラン燃料も使用することとしており, これに伴い使用済燃料ピットにおける熱負荷が増加する。 また, 発電施設の稼働率向上の観点から定期検査期間の短縮を図り, 原子炉を停止してから使用済燃料ピットへの使用済燃料の取り出し完了までの期間を短縮した場合, 使用済燃料ピットにおける熱負荷が増加する。 これらの熱負荷の増加に対して, 使用済燃料ピットの冷却能力に余裕を確保するため, 使用済燃料ピット冷却器 2 基のうち, 使用済燃料ピット冷却器 2 B を冷却能力が高いプレート式の冷却器に取替える。 また, 使用済燃料ピット冷却器 2 A については, 工事計画書記載値である容量(設計熱交換量)を変更する。 なお, 使用済燃料ピット冷却器 2 A の変更は, 容量(設計熱交換量)を変更するものであり, 設備は既設の使用済燃料ピット冷却器 2 A の構造を変更することなく継続使用するものであるため, 現地工事を伴わない。</p> <p>○予定時期 第 2 3 保全サイクル期間中</p> <p>(2) 耐震性向上工事</p> <p>○工事概要 主給水設備等の耐震性を向上させるため, これらの支持構造物補強工事を実施する。</p> <p>○予定時期 第 2 3 回定期検査期間中 (原子炉停止中)</p> <hr/> <p>(3) 空冷式非常用発電装置設置工事 (平成 25 年 5 月 24 日付 原子力発第 13080 号にて工事計画届出済み)</p> <p>○工事概要 伊方発電所における電源対策として, 非常用交流電源の多重性と多様性強化の観点から, 全交流動力電源喪失等の重大事故時においても, 必要な機器等に電力を安定的に供給することができるよう空冷式非常用発電装置を設置する。</p> <p>○予定時期 第 2 3 回定期検査期間中 (原子炉停止中)</p> <p>4. 特別な保全計画</p> <p>第 2 3 回定期検査において, 1 年以上プラントの運転を停止するにあたり, 以下のとおり特別な保全計画を策定した。</p> <p>(1) 特別な保全計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラント停止中の系統・機器については, 通常の停止状態又は待機状態で保管対策を行い, 必要に応じてパラメータ監視, 巡視等を行う。主要設備の保管対策を添付資料-3 に示す。</li> <li>・点検計画を考慮の上, 保管状態, 停止期間に応じた追加保全の検討を行い, 必要な追加保全を実施する。</li> <li>・保管状態, 停止期間に応じた再起動による追加的な健全性確認の検討を行い, 必要な健全性確認を実施する。</li> </ul> <p style="text-align: center;">5</p>	<p>①記載の適正化 (工事計画届出に伴う記載の追加)</p> <p>②表記上の修正 (記載の追加に伴うページ構成の変更)</p>

保安規程〔電気事業用電気工作物（原子力発電工作物）〕改定前後表

改定前	改定後	備考
<p>5. 定期検査時の安全管理 定期検査停止時における、保安規定の運転上の制限を遵守するための計画は、添付資料－4のとおり。</p> <p>6. 保全に関する実施体制 第23保全サイクルにおける保全については、第3条（コンプライアンスの体制）、第5条（保安組織）、第4条（基本的職務）に基づく事業者管理体制により実施する。 また、第23保全サイクルの保全の実施にあたり、協力事業者に役務を調達する場合には、当該点検及び工事に関する作業経験等の技術的要件（力量）も考慮のうえ、第22条（外部からの物品又は役務の調達及び管理）に基づき調達要求事項等を定める「原子力部設計／調達管理標準」及び「伊方発電所調達管理内規」の規定に従い調達する。 なお、第23保全サイクルにおいて、協力事業者から役務を調達する予定の主要な工事等を以下に示す。 （調達予定の主要な工事等） ・原子炉設備定期点検工事 ・タービン発電機定期点検工事 ・計装設備定期点検工事 ・使用済燃料ピット冷却器2B取替工事 ・耐震性向上工事</p> <p style="text-align: center;">6</p>	<p>な健全性確認を実施する。</p> <p>(2) 特別な保全計画に係る実施体制 特別な保全計画に係る実施体制は、通常の保全と同様「6. 保全に関する実施体制」による。</p> <p>(3) 特別な保全計画の結果の記録管理 特別な保全計画の結果及び結果の確認・評価を記録し、当該記録の保存期間は、原子炉施設を解体又は廃棄した後5年が経過するまでの期間とする。</p> <p>5. 定期検査時の安全管理 定期検査停止時における、保安規定の運転上の制限を遵守するための計画は、添付資料－4のとおり。</p> <p>6. 保全に関する実施体制 第23保全サイクルにおける保全については、第3条（コンプライアンスの体制）、第5条（保安組織）、第4条（基本的職務）に基づく事業者管理体制により実施する。 また、第23保全サイクルの保全の実施にあたり、協力事業者に役務を調達する場合には、当該点検及び工事に関する作業経験等の技術的要件（力量）も考慮のうえ、第22条（外部からの物品又は役務の調達及び管理）に基づき調達要求事項等を定める「原子力部設計／調達管理標準」及び「伊方発電所調達管理内規」の規定に従い調達する。 なお、第23保全サイクルにおいて、協力事業者から役務を調達する予定の主要な工事等を以下に示す。 （調達予定の主要な工事等） ・原子炉設備定期点検工事 ・タービン発電機定期点検工事 ・計装設備定期点検工事 ・使用済燃料ピット冷却器2B取替工事 ・耐震性向上工事</p> <p style="text-align: center;">6</p>	<p>表記上の修正 （記載の追加に伴うページ構成の変更）</p>

保安規程 [電気事業用電気工作物 (原子力発電工作物)] 改定前後表

改定前	改定後	備考
<p>なし</p>	<p style="text-align: center;">参考2-4</p> <p style="text-align: center;"><b>空冷式非常用発電装置設置工事</b></p>	<p>記載の適正化 (工事計画届出に伴う記載の追加)</p>

保安規程 [電気事業用電気工作物 (原子力発電工作物)] 改定前後表

改定前	改定後	備考
<p data-bbox="480 751 979 987">伊方発電所 第3号機 保全計画 (第13保全サイクル)</p>	<p data-bbox="1691 751 2190 987">伊方発電所 第3号機 保全計画 (第13保全サイクル)</p>	<p data-bbox="2546 886 2659 919">変更なし</p>

保安規程〔電気事業用電気工作物（原子力発電工作物）〕改定前後表

改定前	改定後	備考
<p>3. 補修、取替え及び改造計画 なし</p> <p>4. 特別な保全計画 第13回定期検査において、1年以上プラントの運転を停止するにあたり、以下のとおり特別な保全計画を策定した。</p> <p>(1) 特別な保全計画 ・プラント停止中の系統・機器については、通常の停止状態又は待機状態で保管対策を行い、必要に応じてパラメータ監視、巡視等を行う。主要設備の保管対策を添付資料-3に示す。 ・点検計画を考慮の上、保管状態、停止期間に応じた追加保全の検討を行い、必要な追加保全を実施する。 ・保管状態、停止期間に応じた再起動による追加的な健全性確認の検討を行い、必要な健全性確認を実施する。</p> <p>(2) 特別な保全計画に係る実施体制 特別な保全計画に係る実施体制は、通常の保全と同様「6. 保全に関する実施体制」による。</p> <p>(3) 特別な保全計画の結果の記録管理 特別な保全計画の結果及び結果の確認・評価を記録し、当該記録の保存期間は、原子炉施設を解体又は廃棄した後5年が経過するまでの期間とする。</p> <p>5. 定期検査時の安全管理 定期検査停止時における、保安規定の運転上の制限を遵守するための計画は、添付資料-4のとおり。</p> <p>6. 保全に関する実施体制 第13保全サイクルにおける保全については、第3条（コンプライアンスの体制）、第5条（保安組織）、第4条（基本的職務）に基づく事業者管理体制により実施する。 また、第13保全サイクルの保全の実施にあたり、協力事業者に役務を調達する場合には、当該点検及び工事に関する作業経験等の技術的要件（力量）も考慮のうえ、第22条（外部からの物品又は役務の調達及び管理）に基づき調達要求事項等を定める「原子力部設計／調達管理標準」及び「伊方発電所調達管理内規」の規定に従い調達する。 なお、第13保全サイクルにおいて、協力事業者から役務を調達する予定の主要な工事等を以下に示す。 (調達予定の主要な工事等) ・原子炉設備定期点検工事 ・タービン発電機定期点検工事 ・計装設備定期点検工事</p> <p style="text-align: center;">5</p>	<p>3. 補修、取替え及び改造計画 (1) 空冷式非常用発電装置設置工事 (平成25年5月24日付 原子力発第13080号にて工事計画届出済み) ○工事概要 伊方発電所における電源対策として、非常用交流電源の多重性と多様性強化の観点から、全交流動力電源喪失等の重大事故時においても、必要な機器等に電力を安定的に供給することができるよう空冷式非常用発電装置を設置する。 ○予定時期 第13回定期検査期間中（原子炉停止中）</p> <p>4. 特別な保全計画 第13回定期検査において、1年以上プラントの運転を停止するにあたり、以下のとおり特別な保全計画を策定した。</p> <p>(1) 特別な保全計画 ・プラント停止中の系統・機器については、通常の停止状態又は待機状態で保管対策を行い、必要に応じてパラメータ監視、巡視等を行う。主要設備の保管対策を添付資料-3に示す。 ・点検計画を考慮の上、保管状態、停止期間に応じた追加保全の検討を行い、必要な追加保全を実施する。 ・保管状態、停止期間に応じた再起動による追加的な健全性確認の検討を行い、必要な健全性確認を実施する。</p> <p>(2) 特別な保全計画に係る実施体制 特別な保全計画に係る実施体制は、通常の保全と同様「6. 保全に関する実施体制」による。</p> <p>(3) 特別な保全計画の結果の記録管理 特別な保全計画の結果及び結果の確認・評価を記録し、当該記録の保存期間は、原子炉施設を解体又は廃棄した後5年が経過するまでの期間とする。</p> <p>5. 定期検査時の安全管理 定期検査停止時における、保安規定の運転上の制限を遵守するための計画は、添付資料-4のとおり。</p> <p>6. 保全に関する実施体制 第13保全サイクルにおける保全については、第3条（コンプライアンスの体制）、第5条（保安組織）、第4条（基本的職務）に基づく事業者管理体制により実施する。 また、第13保全サイクルの保全の実施にあたり、協力事業者に役務を調達する場合には、当該点検及び工事に関する作業経験等の技術的要件（力量）も考慮のうえ、第22条（外部からの物品又は役務の調達及び管理）に基づき調達要求事項等を定める「原子力部設計／調達管理標準」及び「伊方発電所調達管理内規」の規定に従い調達する。 なお、第13保全サイクルにおいて、協力事業者から役務を調達する予定の主要な工事等を以下に示す。 (調達予定の主要な工事等) ・原子炉設備定期点検工事 ・タービン発電機定期点検工事 ・計装設備定期点検工事</p> <p style="text-align: center;">5</p>	<p>記載の適正化 (工事計画届出に伴う記載の追加)</p>

保安規程〔電気事業用電気工作物（原子力発電工作物）〕改定前後表

改定前	改定後	備考
<p style="text-align: center;">参考資料</p> <p>参考資料－1 伊方発電所第3号機 点検計画 ①</p> <p>参考資料－2 保全に関する実施体制 ②</p>	<p style="text-align: center;">参考資料</p> <p>参考資料－1 伊方発電所第3号機 点検計画</p> <p>参考資料－2 補修、取替え及び改造計画（概要図） ①</p> <p>参考資料－3 保全に関する実施体制 ②</p>	<p>①記載の適正化 （工事計画届出に伴う記載の追加）</p> <p>②表記上の修正 （補修、取替え及び改造計画追加に伴う参考資料番号の変更）</p>

保安規程 [電気事業用電気工作物 (原子力発電工作物)] 改定前後表

改定前	改定後	備考
<p>なし</p>	<div style="border: 2px solid red; padding: 10px;"> <p style="text-align: right;">参考資料-2</p> <p style="text-align: center;">補修, 取替え及び改造計画 (概要図)</p> <p style="text-align: center;">参考2-1</p> </div>	<p>記載の適正化 (工事計画届出に伴う記載の追加)</p>



保安規程〔電気事業用電気工作物（原子力発電工作物）〕改定前後表

改定前	改定後	備考
<p style="text-align: center;">なし</p>	<p style="text-align: center;">参考2-2</p> <p style="text-align: center;">空冷式非常用発電装置設置工事</p>	<p>記載の適正化 (工事計画届出に伴う記載の追加)</p>

保安規程 [電気事業用電気工作物 (原子力発電工作物)] 改定前後表

改定前	改定後	備考
<p style="text-align: right;">参考資料-2①</p> <p style="text-align: center;">保全に関する実施体制</p> <p style="text-align: right;">参考2-1②</p>	<p style="text-align: right;">参考資料-3①</p> <p style="text-align: center;">保全に関する実施体制</p> <p style="text-align: right;">参考3-1②</p>	<p>①表記上の修正 (補修, 取替え及び改造 計画追加に伴う参考資料 番号の変更)</p> <p>②表記上の修正 (補修, 取替え及び改造 計画追加に伴うページ番 号の変更)</p>

保安規程〔電気事業用電気工作物（原子力発電工作物）〕改定前後表

改定前	改定後	備考
<p style="text-align: center;">保全に関する実施体制</p> <p>1. 事業者の保守管理体制</p> <p>事業者の第13保全サイクルにおける保守管理体制を下图に示す。</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">合計（263）名 （ ）内は第13保全サイクルの保全計画策定時の人数</p> </div> <p style="text-align: right;">①</p> <p style="text-align: right;">参考 2-2 ②</p>	<p style="text-align: center;">保全に関する実施体制</p> <p>1. 事業者の保守管理体制</p> <p>事業者の第13保全サイクルにおける保守管理体制を下图に示す。</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">合計（351）名 （ ）内は平成25年5月末時点の人数</p> </div> <p style="text-align: right;">①</p> <p style="text-align: right;">参考 3-2 ②</p>	<p>①記載の適正化 （保守管理体制変更に伴う記載の修正）</p> <p>②表記上の修正 （補修、取替え及び改造計画追加に伴うページ番号の変更）</p>

保安規程〔電気事業用電気工作物（原子力発電工作物）〕改定前後表

改定前	改定後	備考																
<p>2. 協力事業者への役務の調達計画 第13保全サイクルにおいて、協力事業者に役務の調達を予定している主な工事とその元請事業者の計画を下表に示す。</p> <table border="1" data-bbox="240 451 1225 583"> <thead> <tr> <th>元請</th> <th>主な請負工事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>・原子炉設備定期点検工事</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・タービン発電機定期点検工事</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・計装設備定期点検工事</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、第13保全サイクルの定検期間中の（開始から総合負荷性能検査まで）の計画人工数（合計）、及び運転期間中（総合負荷性能検査から次回定検開始まで）の計画人工数（合計）は以下と予想している。①</p> <p>① 【実績 伊方発電所第3号機 第12保全サイクル】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定検中（平成22年1月7日～平成22年3月30日）：800百人・日 （1ヶ月当たり約29,000人・日）</li> <li>・運転中（平成22年3月31日～平成23年2月28日）：2,090百人・日 （1ヶ月当たり約19,000人・日）</li> </ul> <p>【計画 伊方発電所第3号機 第13保全サイクル】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定検中（平成23年4月29日～平成23年7月26日）：1,000百人・日 （1ヶ月当たり約33,000人・日）①</li> <li>・運転中（平成23年7月27日～平成24年9月7日）：2,480百人・日 （1ヶ月当たり約19,000人・日）①</li> </ul> <p>参考2-3 ②</p>	元請	主な請負工事		・原子炉設備定期点検工事		・タービン発電機定期点検工事		・計装設備定期点検工事	<p>2. 協力事業者への役務の調達計画 第13保全サイクルにおいて、協力事業者に役務の調達を予定している主な工事とその元請事業者の計画を下表に示す。</p> <table border="1" data-bbox="1457 451 2442 583"> <thead> <tr> <th>元請</th> <th>主な請負工事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>・原子炉設備定期点検工事</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・タービン発電機定期点検工事</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・計装設備定期点検工事</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、第13保全サイクルの定検期間中の（開始から総合負荷性能検査まで）の計画人工数（合計）、及び運転期間中（総合負荷性能検査から次回定検開始まで）の計画人工数（合計）は未定としている。①</p> <p>① 【実績 伊方発電所第3号機 第12保全サイクル】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定検中（平成22年1月7日～平成22年3月30日）：800百人・日 （1ヶ月当たり約29,000人・日）</li> <li>・運転中（平成22年3月31日～平成23年2月28日）：2,090百人・日 （1ヶ月当たり約19,000人・日）</li> </ul> <p>【計画 伊方発電所第3号機 第13保全サイクル】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定検中（平成23年4月29日～未定）：未定人・日 （1ヶ月当たり未定人・日）①</li> <li>・運転中（未定）：未定人・日 （1ヶ月当たり未定人・日）①</li> </ul> <p>参考3-3 ②</p>	元請	主な請負工事		・原子炉設備定期点検工事		・タービン発電機定期点検工事		・計装設備定期点検工事	<p>①記載の適正化 （定検期間の変更による修正）</p> <p>②表記上の修正 （補修、取替え及び改造計画追加に伴うページ番号の変更）</p>
元請	主な請負工事																	
	・原子炉設備定期点検工事																	
	・タービン発電機定期点検工事																	
	・計装設備定期点検工事																	
元請	主な請負工事																	
	・原子炉設備定期点検工事																	
	・タービン発電機定期点検工事																	
	・計装設備定期点検工事																	